

名古屋市地域防災計画

— 原子力災害対策計画編 —

<令和6年6月・修正案>

名古屋市防災会議

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
第1章 災害応急対策計画：原子力				
72	29	第2節 初動活動体制 第1 防災活動体制及び配備種別 1 防災活動体制	第2節 初動活動体制 第1 防災活動体制及び配備種別 1 防災活動体制	所属名変更
	30	平常勤務時における伝達系統図 (表中) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">防災危機管理局 危機対策室</div> 夜間・休日時における伝達系統図 (表中) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">(追加)</div> ↑ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">防災危機管理局 危機対策室長</div> ↑ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">防災危機管理局 危機対策室 危機対策係長</div>	平常勤務時における伝達系統図 (表中) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">防災危機管理局 危機対策課</div> 夜間・休日時における伝達系統図 (表中) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">防災危機管理局 担当部長(危機対策・危機管理)</div> ↑ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">防災危機管理局 危機対策課長</div> ↑ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">防災危機管理局 危機対策課 課長補佐(危機対策)</div>	
	31	第2 (略) 第3 応援要請(職員の派遣要請) 1～4 (略) 5 応援要請の方法 (1) (略) (2) <u>総括部</u> は、関係法令に定める応援要請の手続き方法に基づき、所管部を通じて他の地方公共団体等へ	第2 (略) 第3 応援要請(職員の派遣要請) 1～4 (略) 5 応援要請の方法 (1) (略) (2) <u>本部室事務局</u> は、関係法令に定める応援要請の手続き方法に基づき、所管部を通じて他の地方公共団	防災活動体制の見直しに伴う修正

原子力災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
	32	<p>の応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。</p> <p>第4 受援班の設置</p> <p>1 災害対策本部に<u>総括部</u>、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。</p>	<p>体等への応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。</p> <p>第4 受援班の設置</p> <p>1 災害対策本部に<u>本部室事務局</u>、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。</p>	防災活動体制の見直しに伴う修正
第2章 災害復旧計画：原子力				
73	51 52	<p>第1節 災害復旧（放射性物質災害、原子力災害）</p> <p>第1～第5（略）</p> <p>第6 被災中小企業に対する支援</p> <p>原子力による直接被害や風評被害により影響を受けた中小企業等への<u>資金繰り</u>を支援するため、市は、国及び<u>県</u>と連携し、必要に応じ、「<u>小規模企業等振興資金</u>」等の融資制度により、<u>事業復旧に要する資金を融資することとし</u>、中小企業の実情に応じた<u>対応</u>を行うこととする。</p>	<p>第1節 災害復旧（放射性物質災害、原子力災害）</p> <p>第1～第5（略）</p> <p>第6 被災中小企業に対する支援</p> <p>原子力による直接被害や風評被害により影響を受けた中小企業等（<u>削除</u>）を支援するため、市は、国、<u>県</u>及び<u>関係機関</u>と連携するとともに、必要に応じ、「<u>経営安定資金</u>」等の融資制度の<u>実施により</u>、中小企業の実情に応じた<u>資金繰り支援</u>を行うこととする。</p>	災害復旧向け融資制度見直しに伴う修正